

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、  
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情  
報官、内閣府大臣官房長）

## 準 備 書 面（9）

### —被告準備書面（8）「第2」に対する反論等—

2025年12月17日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 護

弁護士 三 宅 弘

弁護士 米 倉 洋 子

外8名

はじめに

本準備書面では、内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長による一部不開示決定（本件処分7、8及び10）が適法であるとの被告準備書面(6)(7)(8)におけ

る被告の主張に対する反論を行うとともに、行政文書開示変更決定（甲 A 5 2 号証ないし甲 A 5 4 号証）によって開示された文書（甲 A 6 6 号証ないし甲 A 6 8 号証等）及び上記決定についての被告の主張をふまえた文書の存否及び国家賠償請求に関する主張を行い、あわせて甲 A 6 6 号証ないし甲 A 6 8 号証等に関し、追加で求釈明を行う。

## 第 1 情報単位論に関する被告の主張について

### 1 「本件情報 A」と「本件情報 B」は不可分一体の情報ではなく、「合理的に区切られた範囲」ではないこと

#### (1) 被告の主張

被告は、「本件のうち本件処分 7 及び本件処分 8 に係る部分は、表形式の事案でも、「備考」欄のように小項目が複数設けられていることがうかがわれる事案でもないのであるから、6 月 3 日最高裁判決の射程が及ぶものではない。」とし、さらに、「本件情報 B」には「説明を受ける者を表す記載」はなく本件不開示部分 1（原告注：「本件情報 A」と同義）の中に記載された記号に対応する記号が記載されている、よって「本件情報 B」は「本件情報 A」と一体となって初めて意味を持つ不可分一体の情報であるから、同判決を踏まえても、第 1 事件原告らのいう「本件情報 A」と「本件情報 B」は一体的な情報であって、これらを細分化することはできない」と主張する（被告準備書面(8)・33 ページ及び 34 ページ）。

#### (2) 原告の反論：「本件情報 B」には「本件情報 A」の中に記載された記号に対応する記号」が記載されている」との新たな被告の主張は、裁判体がインカメラ審査を行い得ないことを奇貨とした、真実と異なる主張であるとの疑いがあること

被告の主張の中には、極めて重大な問題が存在している。

被告は、準備書面(8)に至るまで一度たりとも、「本件情報 A」には、「本件情報 B」に記載された記号に対応する記号」が記載されているとか、「本件情報 A」と「本件情報 B」とは共通する要素があるから不可分一体であるなどと主張したことはなかったのである。

まず、「本件情報 A」について、被告は下記のとおり、「説明を受けた者」(＝「特定の官職にある者」)が記載されているとのみ主張していた(被告準備書面(1)・64ページ)。

#### 記

- ・ 「上記各右上部分の一部(第1事件不開示部分1及び2)には、いずれも説明を受ける者が記載されている。」
- ・ 「第1事件不開示部分1及び2(甲A66ないし68参照)は、いずれも令和2年改選に係る意思決定過程において政府内での説明に用いられた資料により説明を受けた者が記載されている部分である。」
- ・ 「今後の日本学術会議会員の任命や、それと同種の任命(内閣府大臣官房が所管する、任命権者が内閣総理大臣であって推薦手続のあるもの)等の手続を行う上で、特定の官職にある者に対して同様の説明を行うことが推測される。」

さらに被告は、準備書面(6)・24ページ以下においても、「本件情報 A」と「本件情報 B」が不可分一体のものであることについての主張をしており、その際に「本件情報 A」と「本件情報 B」が不可分一体であることを基礎付ける根拠を主張する機会是十分にあったにも関わらず、「本件情報 A」と「本件情報 B」に同一の要素が存在することを主張したことはなかった。

このように、被告の主張には、当初の主張との重大な矛盾が存在する上、これまで被告には、準備書面(8)における主張と同一の主張を行う機会がいくらかでもあり、かつ、主張することは容易であったのに、一度も主張しな

った。

以上のような被告の訴訟行為に鑑みると、「本件情報 B」には「本件情報 A」の中に記載された記号に対応する記号」が記載されている」との新たな被告の主張は、裁判体がインカメラ審査を行い得ないことを奇貨とした、真実と異なる主張であるとの疑いを持たざるを得ない。

### (3) 原告の反論：本件に6月3日最高裁判所判決の射程が及ぶこと

6月3日最高裁判決は、あくまでも同事案において「一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か」を検討する必要があるとする事情、すなわち、一体として不開示としている部分を「更に細分化する」べきことを伺わせる事情として、「行政文書が表形式のものであるからといって、常に各欄ごとに不開示情報該当性についての判断をすれば足りるということはいできない」「特に」「備考欄には、その性質上」「多様な情報が記録されることが一般的に想定される」と判示した上で、別件開示文書の内容や第一審からの事実経過について言及しているのであって、表形式の事案や小項目が設けられている事案に限定して射程が及ぶと述べているのではない（6月3日最高裁判決5ページ）。

このことは、林道晴裁判官ら補足意見が、「対象文書の体裁や行政文書としての性質等に加え、不開示情報を定めた情報公開法5条各号の趣旨や不開示部分に記録された情報の一般的・類型的な内容に照らして、被告による区切り方の合理性を客観的に検証していく」と述べ（6月3日最高裁判決8ページ）、文書の「体裁」について表形式や小項目が存在するものに限定していないことや、宇賀克也裁判官意見が、部分開示の適法性の審理を行うに際して作成されるべき「合理的に区切られた範囲」を明示したヴォーンインデックスについて言及する中で、ヴォーンインデックスの作成においては、「欄や小項目単位ではなく、「おそれ」のある部分を具体的に特定して（○頁

の△行目の◇文字目から□文字目まで等) 行う必要がある」と述べている(6月3日最高裁判決20ページ) ことから、明らかである。

(4) 原告の反論：「合理的に区切られた範囲」であることについての主張立証責任は被告にあるが、被告は合理的な根拠を主張立証していないこと

ア そして、林道晴裁判官ら補足意見において、「審理を尽くしても被告による不開示部分の区切り方が合理的であるとは認められない場合」には「原則公開という情報公開法の趣旨にも照らし、当該範囲に不開示情報が記録されているとの被告の主張立証が成功していないとして、当該範囲の全体につき取消請求を認容するのが相当であろう。」(6月3日最高裁判決9ページ)、と述べられていること、宇賀克也裁判官意見において、被告がヴォーンインデックスを提出すべきとする根拠は、被告が果たすべき不開示情報該当性についての主張立証責任の前提として、一部不開示が「合理的に区切られた範囲」に限って行われていること的主張立証責任も当然に被告が負うことにあると解されることからすれば、本件においても、「被告による不開示部分の区切り方が合理的である」こと的主張立証責任は被告にあるというべきである。

イ ところが、本件において被告は、「「本件情報 B」は「本件情報 A」と一体となって初めて意味を持つ不可分一体の情報である」と飛躍した論理を展開するのみで、林道晴裁判官ら補足意見が指摘するような「対象文書の体裁や行政文書としての性質等」はもとより、いかなる理由で「一体となって初めて意味を持つのか」についてすら言及していない。

結局被告は、情報審査会の答申がインカメラ審査を経て「への説明資料」によって区分可能だと判断した「本件情報 A」と「本件情報 B」が「合理的に区切られた範囲」(不可分一体の情報)であることについて、合理的な根拠を主張立証していない。

ウ そうである以上、「本件情報 A」と「本件情報 B」は区別可能な情報として、それぞれ不開示事由該当性の判断を行わなければならない。

## 2 被告は「本件情報 B」に記載された情報が有意なものであるか否かを客観的に判断するに足る事情すら、何ら主張立証していないこと

### (1) 被告の主張

被告は、「「有意な情報」かどうかの判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」86ページ）」、「仮に「本件情報 A」と「本件情報 B」との情報の一体性が否定されるのであれば、「本件情報 B」には、単なる記号が記載されているだけで、その黒塗りの範囲からも明らかなように、その記号はせいぜい1文字程度であるから、そのような情報の内容が開示されても意味のないものとして、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」に該当することは明らかである。」と主張する（被告準備書面(8)・35ページ）

### (2) 原告の反論：被告は「本件情報 B」に記載された情報が有意なものであるか否かを客観的に判断するに足る事情を何ら主張立証していない

被告は、「1文字程度」の情報であることのみを論拠として、「本件情報 B」が有意な情報でないことを強弁する。

しかしながら、例えば「本件情報 B」には「**秘**」等と記載されていることもあり得るところ、これは、「1文字程度」の情報であってもそれ自体有意な情報である。

また、「4」「5」等、3以上の数字が記載されていた場合には、本件処分7及び8、本件処分10によって開示された文書以外の文書が存在することが明らかとなるため、その意味で有意な情報となる。すなわち、現在、**「本件情報 A」「への説明資料」「本件情報 B」**と記載のある文書は、3種類しか

開示されていない（甲 A 6 6 号証、甲 A 6 7 号証、甲 A 6 8 号証等）。そのため、「本件情報 B」に、「1」「2」「3」以上の数字が記載されていることが明らかになった場合には、本件処分 7 及び 8、本件処分 1 0 に係る処分において開示された文書「以外」の文書が、実際には存在することが明らかとなるのである。

したがって、「1文字程度」の情報であることをもって「有意な情報」でないと断じることができない。被告は、「本件情報 B」に記載された情報が有意なものであるかは客観的に決めるべきとしながらも、「本件情報 B」に記載された情報が有意なものであるかを客観的に判断するに足る事情を主張立証していない。

よって、「本件情報 B」に記載された情報が有意なものでないということはいできない。

**(3) 原告の反論：被告の主張を踏まえると、「本件情報 A」の記号部分と「本件情報 B」は開示されねばならないこと**

被告は、「本件情報 A」には、「本件情報 B」に記載された記号に対応する記号が記載されていると主張し、加えて、「本件情報 B」は有意な情報ではないと主張している。

かかる被告の主張を踏まえると、「本件情報 A」に記載されている記号は、「説明を受けた者」（＝「特定の官職にある職員」）とは全く異なる性質の情報であることとなり、当然に「説明を受けた者」（＝「特定の官職にある職員」）とは区分して不開示事由の存否が判断されなければならないということになる。さらに、「本件情報 A」に記載されている記号は、有意な情報ですらないというのであるから、かかる記号が、「当該特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効果的にこれらを行うことを可能とすることから、その公正・円滑な任命行為の確保に支障を生じるおそれ

がある」(被告準備書面(1)64頁)という場合の「おそれ」を生じさせることとはないはずである。

したがって、仮に「本件情報 A」に記号部分が存在しているというのであれば、当該記号部分と、「本件情報 B」にはいずれも不開示事由が存在しないことは明らかであるから、これらの部分は当然に開示されなければならない。

## 第2 本件各一部不開示決定はいずれも違法であること

- 1 本件処分7及び8のうち「本件情報 A」にかかる部分並びに本件処分10の第1事件不開示部分3①(甲A63号証)及び第1事件不開示部分3②(甲A64号証)のうち「説明を受けた者」にかかる部分を不開示とした処分はいずれも違法であること

### (1) 被告の主張

#### ア 本件処分7、8にかかる被告の主張

被告はこれまで、本件処分7及び8にかかる甲A66号証、甲A67号証、甲A68号証は、いずれも令和2年改選の任命について「内閣総理大臣の任命に係る意思決定に至る過程並びに内閣府本府の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるものとして公文書管理法4条に基づき作成された文書」であり(被告準備書面(8)・23ページ)、

「いずれも令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料の一部」であって、「本件情報 A」には「説明を受けた者」

(=「特定の官職にある職員」)が記載されていると主張してきた(被告準備書面(1)・64ページ)。

そして、これを開示すると、「日本学術会議会員の推薦事務及び任命事務に関し」、「様々な働き掛けを試みる者が生じ得る」「人事の一連のプロセスが明らかになり」「当該特定の官職にある者に対して様々な働き掛けを試

みる者がより効果的にこれを行うことを可能に」する、「平成30年に任命権者側との意見の隔たりにより日本学術会議の補欠会員の推薦を行えなかった事実がある」(被告準備書面(8)・35ページ)などと述べ、「おそれ」があることについての過去の事例や「働きかけ」の実効性について、具体的に主張していると述べる(同・36ページ)。

#### イ 本件処分10にかかる被告の主張

また、被告はこれまで、本件処分10にかかる第1事件不開示部分3①(甲A63号証)、第1事件不開示部分3②(甲A64号証)は、いずれも「令和2年改選に係る意思決定過程において、日本学術会議事務局が作成し、政府内での説明に用いられた資料」であって、「説明を受けた者及び会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」が記載されていると主張する(被告準備書面(1)・67ページ)。

そして、これを開示すると「人事の一連のプロセスや当該プロセス内での事務の内容が明らかになる」その結果、「特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効果的にこれらを行うことを可能とすることから、その公正・円滑な推薦行為の遂行に支障を生じるおそれがある」と主張しており(被告準備書面(1)・67ページ、68ページ)、これに対する原告の反論に対して、被告準備書面(8)において、「公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきとするもの」であり、「暴論である」と反論する(被告準備書面(6)・23ページ、被告準備書面(8)・37ページ)。

#### ウ 小括

以上のように、本件処分7及び8のうち「本件情報A」にかかる部分並びに本件処分10の第1事件不開示部分3①(甲A63号証)及び第1事件不開示部分3②(甲A64号証)にかかる部分についての被告の主張は、いずれも下記の範囲で共通している。

## 記

記載されている情報：令和2年改選の任命について、政府内での説明に際して、「説明を受けた者」（＝「特定の官職にある者」）

不開示事由の根拠：特定の官職にある者に対する様々な働き掛けを試みる者が、より効果的にこれらを行うことを可能とする

したがって、以下では、かかる被告の主張に対して反論を行い、よって本件処分7及び8並びに本件処分10が違法であることについて述べることとする。

- (2) 原告の反論：令和2年改選に関与した「説明を受けた者」（＝「特定の官職にある者」）の一部又は全部は、被告の主張によって既に明らかにされていること

ア 被告は、「令和2年改選において、一部の会員候補者を任命しないとすることは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝達されたのみであり、内閣府大臣官房における検討や打合せ等を行われていない」（被告準備書面(8)・15ページ)、「内閣府大臣官房においては、内閣総理大臣が一部の会員候補者を任命しないことについて、各伝達記録（甲A59及び69）のとおり、その結果が伝達された」に過ぎない（同・30ページ)、「日本学術会議事務局の職員は、令和2年改選に係る会員推薦事務は所掌するが、会員任命事務は所掌しない。そのため、会員推薦事務に関する行政文書を作成・取得することはあっても、会員任命事務に係る行政文書については作成義務を負わないし、かつ、取得することもない」（同・19ページ)、「菅内閣総理大臣は、

内閣府の長として、内閣府の所管する行政事務である令和2年改選に係る日本学術会議会員の任命についての意思決定を行った」(同・10ページ)、「菅内閣総理大臣は、内閣府の長として、」「内閣府の所掌事務として」「杉田内閣官房副長官から相談を受けた」、「杉田内閣官房副長官にとっては内閣官房の所掌事務である総合調整事務として相談した」(同・10ページ、と主張する。

そして、証拠上、最終的に令和2年9月24日の時点において、杉田内閣官房副長官の指示により、令和2年改選において「外すべき者」が伝達されている(甲A69号証)。

イ このように、令和2年改選に関与した特定の官職にある者の一部である「菅内閣総理大臣」と「杉田内閣官房副長官」については、被告自身が既に明らかにしているのである。

さらに被告は、「日本学術会議事務局の職員は、」「会員任命事務は所掌しない」上、「内閣府大臣官房における検討や打合せ等を行われていない」というのであるから、「令和2年改選に係る意思決定過程」を示した文書において、「政府内での説明」を受ける可能性がある者(=「特定の官職にある者」)は、「任命権者である内閣総理大臣」(=「菅内閣総理大臣」)又は「本件総合調整事務」を行った「杉田内閣官房副長官」より他に存在しないことになる。すなわち、被告自身によって、令和2年改選に関与した特定の官職にある全ての者は公開されているということになる。

ウ そうすると、本件処分7及び8のうち「本件情報A」にかかる部分並びに本件処分10の第1事件不開示部分3①(甲A63号証)及び第1事件不開示部分3②(甲A64号証)のうち「説明を受けた者」(=「特定の官職にある職員」)が記載されている部分を開示したとしても、開示によって被告が主張する「おそれ」が生じるとは言えない、ということとなる(開示による「おそれ」の発生について、因果関係が遮断される。)

したがって、当該部分について、これを不開示とした処分行政庁の決定は、いずれも違法である。

仮に、当該部分に「菅内閣総理大臣」「杉田内閣官房副長官」以外の者が記載されていたとしても、被告自身が「説明を受けた者」(＝「特定の官職にある職員」)に該当し得るものの個人名を公開し、よって「人事の一連のプロセスや当該プロセス内の事務の内容」を具体的に明らかにしているのであるから、結局「説明を受けた者」(＝「特定の官職にある職員」)が記載されている部分を開示したとしても、なんら「おそれ」が生じないことは、もはや明らかである。

## 2 本件処分10の第1事件不開示部分3①(甲A63号証)及び第1事件不開示部分3②(甲A64号証)のうち、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」にかかる部分を不開示とした処分はいずれも違法であること

### (1) 被告の主張

上述したように、被告は、本件処分10にかかる第1事件不開示部分3①(甲A63号証)及び第1事件不開示部分3②(甲A64号証)には、「説明を受けた者」のほか、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」が記載されていると主張(被告準備書面(1)・67ページ)しており、原告の反論に対しては、被告準備書面(8)において、「公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきとするもの」であり、「暴論である」と反論する(被告準備書面(6)・23ページ、被告準備書面(8)・37ページ)。

### (2) 原告の反論

しかしながら、原告は、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」を明らかにすることが、いかなる理由で「公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表」することに繋がるのかについて、なんら主張立証されていない。

また、「説明を受けた者」（＝「特定の官職にある職員」）と「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」は区分可能な情報であるところ、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」に関する情報が、いかなる理由で不開示事由に該当するのか、被告準備書面(8)においてもなお、なんら主張立証されていない。

したがって、本件処分10の第1事件不開示部分3①（甲A63号証）及び第1事件不開示部分3②（甲A64号証）のうち、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」にかかる部分を不開示とした処分が、不開示事由がないのになされた違法なものであることは明らかである。

### 3 本件処分10の第1事件不開示部分③（甲A65号証）を不開示とした処分は違法であること

#### (1) 被告の主張

被告は、「会員候補者の氏名及び肩書きのみが記載されている部分であり、会員に任命された候補者であれ、任命されなかった会員候補者であれ、推薦の過程で何らか取り沙汰された者であると推察されるおそれが非常に高い」と述べた上、2018年の日本学術会議改選における経緯を縷々主張し、「任命権者側に対して、ある者が推薦されるべき又は推薦されるべきでないとするなどの様々な働き掛けを試みる者が生じ得る」、「以上の過程において、説明を受けた者を具体的に明らかにすれば、推薦に際して、誰に対して、どのような資料を用いて説明を行ったのかという人事の一連のプロセスが明らかになり、ひいては、当該特定の官職にある者に対して様々な働き掛けを試みる者がより効果的にこれを行うことを可能にする」と主張する（被告準備書面(8)・38ページ～）。

#### (2) 原告の反論：2020年の日本学術会議改選で任命されなかった会員候補者の氏名は、既に明らかになっていること

しかしながら、2018年の日本学術会議改選における経緯や、特定の官職にある者への働きかけは、「会員候補者の氏名及び肩書き」（本件処分10の第1事件不開示部分③（甲A65号証））とは関連し得ない。

そして、2020年10月1日に任命拒否された者の「会員候補者の氏名及び肩書き」は、既に甲A66号証、甲A69号証（「外すべき者（副長官から）」と記載のあるもの）、甲A70号証等、被告が自ら開示した種々の文書によって既に明らかになっている。

したがって、本件処分10の第1事件不開示部分③（甲A65号証）に記載されている「会員候補者の氏名及び肩書き」を開示したとしても、これを開示することによって、「推薦の過程で何らか取り沙汰された者であると推察される」おそれが生じることはない。すなわち、開示と不開示事由発生には因果関係は生じない。

よって、本件処分10の第1事件不開示部分③（甲A65号証）を不開示とした処分は、不開示事由がないのになされた違法なものである。なお、被告が「おそれ」の根拠として主張している2018年改選における「意見の隔たり」による推薦断念の事実は、1983年改正法の趣旨（内閣総理大臣は学術会議の推薦のとおり会員を任命する）に反し、任命権者側が違法な法解釈とその強行によって生じさせたものである。自らの違法行為によって生じた結果を逆手にとって、「公正・円滑な推薦行為の確保に支障を生ずるおそれ」の根拠とすることは、本末転倒であり、到底許容されるものではない。

### 第3 一部不開示文書に関する被告の主張は重要な部分で矛盾しており、2020年の日本学術会議改選の意思決定過程には重大な公文書管理法違反が存在すること

一文書の不存在及び国家賠償法に基づく損害賠償請求にかかる主張

## 1 一部不開示文書に関する被告の主張は、重要な部分で矛盾していること

被告は、「令和2年改選において一部の会員候補者を任命しないとする判断は、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝達されたのみであり、内閣府大臣官房における検討や打合せ等は一切行われていない」（被告準備書面(8)・15ページ)、「内閣府大臣官房においては、内閣総理大臣が一部の会員候補者を任命しないことについて、甲A59号証及び甲A69号証の各伝達記録のとおり、その結果が伝達されたに過ぎない」（同・30ページ）と主張している。

他方で被告は、下記のように、内閣府大臣官房（人事課）が、甲A66号証ないし甲A68号証等の文書を作成していること、これらの文書に基づき政府内（内閣府大臣官房内部）で説明を行ったことを認めている（被告準備書面(1)・58ページ及び59ページ、被告準備書面(2)・30ページ及び32ページ）。なお、甲A66号証、甲A56号証、甲B15号証が同一の文書であること、甲A67号証、甲A57号証、甲B16号証が同一の文書であること、甲A68号証、甲A58号証、甲B17号証が同一の文書であることは、それぞれ被告が認めている（被告準備書面(2)・30ページないし32ページ）。

### 記

甲A66号証 甲A56号証 甲B15号証	内閣府大臣官房（人事課）が日本学術会議から取得した文書に基づき作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料。ただし、末尾の作成方法に係る記録は残されていない。
甲A67号証 甲A57号証 甲B16号証	<u>内閣府大臣官房（人事課）</u> が作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料。ただし文書の作成方法に係る記録は残されていない。
甲A68号証	内閣府大臣官房（人事課）が取得・作成した、令和2年改選に係る意思決定

甲 A 5 8 号証	過程において、政府内での説明に用いられた資料。ただし、文書の作成方法に係る記録は残されていない。
甲 B 1 7 号証	

そして、上記の各文書の作成時期は、内閣府大臣官房（人事課）が日本学術会議から推薦文書（名簿）を受領した2020年8月31日（甲 A 6 6 号証1枚目の右下部分には、「令和2年8月31日付内閣府大臣官房人事課」の受領印が存在する）から内閣総理大臣が最終判断を行った2020年9月22日又は23日までの間だと推測される。

すなわち、「内閣府大臣官房においては、内閣総理大臣が一部の会員候補者を任命しないことについて、甲 A 5 9 号証及び甲 A 6 9 号証の各伝達記録のとおり、その結果が伝達された」よりも以前の時点で、内閣府大臣官房内部では、甲 A 6 6 号証ないし甲 A 6 8 号証等の文書による「説明」が行われていたのである。

そして、「説明」は当然に「内閣府大臣官房における検討や打合せ等」に含まれるから、「内閣府大臣官房における検討や打合せ等は一切行われていない」（被告準備書面(8)・15ページ）という被告の主張と、「説明」が行われていたという被告の主張（被告準備書面(1)・58ページ及び59ページ、被告準備書面(2)・30ページ及び32ページ）。には、重要な部分において、明らかな矛盾が生じている。

## 2 内閣府大臣官房内部の者が、甲 A 6 6 号証ないし甲 A 6 8 号証等に基づき「説明」を行うには、任命されなかった6名を選別・特定する作業が必要となること

さらに、被告によれば、この「説明」文書の黒塗り部分には（甲 A 6 6 号証、甲 A 5 6 号証及び甲 B 1 5 号証についてはいずれも末尾。甲 A 6 8 号証、甲 A 5 8 号証及び甲 B 1 7 号証についてはいずれも末尾。甲 A 6 7 号証、甲 A 5 7 号証及び甲 B 1 6 号証）、「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び

所属・職名が記載されている」(被告準備書面(2)・32ページ)という。

ところが、日本学術会議が内閣府大臣官房(人事課)に交付したのは、任命されなかった6名の選別・特定資料が付されていない候補者の名簿である(甲62号証19～26頁参照)。

そうすると、「説明」文書の黒塗り部分(「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名が記載されている」)を作成したのは、内閣府大臣官房(人事課)であるといえる。現に、黒塗り部分しか存在しない甲A67号証、甲A57号証及び甲B16号証について、被告は、「内閣府大臣官房(人事課)が作成した文書の一部である(被告準備書面(1)・64ページ)と主張している。

これらの事実関係は、甲A66号証ないし甲A68号証等に基づき「説明」を行う際には、その前提として、内閣府大臣官房内部の者が、任命されなかった6名を選別・特定する作業が必要となることを意味する。すなわち、本件では、被告の主張上、形式上は内閣総理大臣が最終判断者とされてはいるものの、その判断以前に、内閣府大臣官房(人事課)において実質的な選別・特定を行い、これらの者を「外すべき」とする判断が先行していたことは明らかである。

そもそも、日本学術会議会員の任命については、日本学術会議法第7条第2項及び第17条に基づき、内閣総理大臣が日本学術会議からの推薦に基づいて会員を任命する手続きが定められているところ、この任命は、日本学術会議による自主的な選出結果を尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命する形式的なものであって、学会から推薦された者を任命拒否することはできないのである(訴状・7、8ページ等)。そうすると、内閣府大臣官房人事課の一職員が、自らの判断で甲A66号証ないし甲A68号証等の文書を作成することはあり得ないと考えられるから、内閣府大臣官房人事課の職員に、甲A66号証ないし甲A68号証等の文書を作成することを指示した者が存在すると考えられる。

### 3 6名の選別・特定・判断に関与した内閣府大臣官房内部の者は、文書作成義務を負っていること

そして、(何者かの指示に基づく)内閣府大臣官房内部の者による6名の選別・特定・判断作業は、任命プロセスにおける中核的かつ実質的なものであるとともに、任命権行使に直結する重要な文書作成行為に他ならず、単なる事務補助や整理行為にとどまるものではない。

そうである以上、6名の選別・特定・判断に関与した内閣府大臣内部の者やこれを指示した者には、公文書管理法4条および5条に基づき、その判断過程および内容を跡付け・検証可能とする行政文書を作成・保存すべき法的義務があった。

したがって、「文書の作成方法に係る記録は残されていない。」とする被告の主張は、かかる義務に明確に反するものであって、到底容認できるものではない。

### 4 仮に文書を作成していない、あるいは廃棄したというのであれば、当該行政行為（不作為）は国家賠償法上違法な行為であること

そして、仮に真実、6名の選別・特定・判断に関与した内閣府大臣官房の職員が、真実、公文書管理法4条および5条に基づき、その判断過程および内容を跡付け・検証可能とする行政文書を作成・保存していないとするのであれば、かかる処理は、任命過程の公正性・透明性および検証可能性を根底から否定するものであって、公文書管理法に明白に反する違法な文書作成行為であることは明らかである。

#### 第4 本件各一部不開示決定に関する求釈明

- 1 被告は、甲 A 6 6 号証は、「内閣府大臣官房（人事課）が、日本学術会議事務局から取得した文書の写しの1枚目（甲 A 5 6 ・ 1 ページ）に追記した部分の一部」である（被告準備書面(1)・ 6 4 ページ）、甲 A 6 8 号証は「内閣府大臣官房（人事課）が、日本学術会議事務局から取得した文書の写しの1枚目（甲 A 5 8 ・ 1 ページ）に追記した部分の一部」である（被告準備書面(1)・ 6 4 ページ）、と主張する。

ところが、追記部分について、当該文書を取得したのが内閣府大臣官房（人事課）であるとしても、当該文書に追記したのが内閣府大臣官房（人事課）であるのかは、書面からは判然としない。

そこで、文書の検索範囲ないし内閣府大臣官房（人事課）による行為の具体的な態様を明らかにさせ、よって国家賠償法に基づく損害賠償請求に関する原告の主張を補充するために必要があるので、原告は、被告に対し、以下の事実関係を明らかにすることを求める。

- ① いつ追記を行ったのか
- ② 誰が（追記者名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等を含むが、これに限らない）追記を行ったのか
- ③ どこで追記を行ったのか
- ④ どのような理由ないし経緯で追記を行ったのか
- ⑤ 追記を指示した者が存在するか
- ⑥ 追記を指示した者が存在する場合、誰が追記を指示したのか（氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等を含むが、これに限らない）
- ⑦ 追記者は説明を行った者と同じであるか否か
- ⑧ 同じでない場合には、説明を行った者は誰か（氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等を含むが、これに限らない）

2 被告は、甲 A 6 7 号証、甲 A 5 7 号証及び甲 B 1 6 号証等の黒塗り部分、甲 A 6 6 号証、甲 A 5 6 号証及び甲 B 1 5 号証各末尾の黒塗り部分、甲 A 6 8 号証、甲 A 5 8 号証及び甲 B 1 7 号証各末尾の黒塗り部分には、「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名が記載されている」（被告準備書面(2)・32ページ）という。そこで、文書の検索範囲ないし内閣府大臣官房（人事課）による行為の具体的な態様を明らかにさせ、よって国家賠償法に基づく損害賠償請求に関する原告の主張を補充するために必要があるので、原告は、被告に対し、以下の事実関係を明らかにすることを求める。

- ① 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」の選別・特定作業を行ったのは誰か（氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等を含むが、これに限らない）。複数存在する場合、全ての者について氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等（これに限らない）。
- ② どのような理由ないし経緯で「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」の選別・特定作業を行うこととなったのか
- ③ 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」の選別・特定作業を指示した者は誰か（氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等を含むが、これに限らない）。複数存在する場合、全ての者について氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等（これに限らない）。
- ④ 指示がなされていた場合、指示の方法は何であったか（メール、口頭等）
- ⑤ 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」の選別・特定作業を行うに際して行われた打ち合わせの有無、日時、場

所

- ⑥ いかなる資料を用いて、文書に記載されている「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」の選別・特定作業を行ったのか
- ⑦ ⑥に関する資料の提供者がいる場合、その全ての者の氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等（これに限らない）
- ⑧ 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」を起案したツールは何か（手書きであるか、PCを用いたものか等）
- ⑨ 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」が記載された文書ないし記載内容の交付・送付・共有（メール、手渡し、口頭での共有など、方法を問わない）を受けたその全ての者の氏名、所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等（これに限らない）
- ⑩ 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」が記載された文書ないし記載内容の交付・送付・共有が行われていた場合、当該情報とともに交付・送付・共有された事項
- ⑪ 「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」が記載された文書ないし記載内容の交付・送付・共有を行った経緯、理由
- ⑫ 説明を行った者と文書の作成者が同一であるか否か
- ⑬ 同一でない場合は、説明を行った者が誰か（所属行政庁及び担当課（所属課）、肩書き等を含むが、これに限らない）

以 上